

令和5年度に締結した随意契約件数の集計結果について

令和5年度における随意契約件数は1273件(大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第33条各号で定める金額以下となる契約、公共料金(電気、ガス、水道及び電話)に係る契約、公共事業に伴う土地等の取得又は物件等の補償に係る契約、既に公表することとされている契約、大分県情報公開条例において非公開情報とされている契約を除きます。)となりました。
1269件を契約理由別に見ると次のとおりとなっています。

	契約件数
1 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さない場合 (令第167条の2第1項第2号)	(1)~(21) 1130件 計
(1) 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。	50件
(2) 特殊の性質を有する物品を買い入れ、若しくは契約について特別の目的があることにより物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき。	778件
(3) 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき。	1件
(4) 県の行為を秘密にする必要があるとき。	0件
(5) 運送又は保管をさせるとき。	3件
(6) 農場、工場、学校、試験所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき。	5件
(11) 国又は公共団体と直接契約を締結するとき。	7件
(15) 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。	0件
(18) 委任又は準委任に属する契約のうち、訴訟その他の事務で競争により難いとき。	0件
(19) 提案競技を経て契約の相手方を特定するとき。	265件
(21) 法令等の根拠に基づき契約の相手方が特定されるとき。	21件
2 緊急の必要により競争入札に付することができない場合 (令第167条の2第1項第5号)	114件
3 競争入札に付することが不利と認められる場合 (令第167条の2第1項第6号)	10件
4 時価に比して著しく有利な価格(注)で契約を締結することができる見込みのある場合 (令第167条の2第1項第7号)	8件
競争入札に付し、入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (令第167条の2第1項第8号)	11件

計 1273件